

社会福祉法人うらら 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うらら（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事及び監事のうち、本会を主たる勤務地とする常勤役員及び常勤職員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益等をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 役員の報酬は日額とし、別表2に定める年度総額の範囲内で同表に基づき支給する。本会の給与規程の定めにより職員の地位に基づいて職員給与の支給を受ける役員及び国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には当規程に定める役員の報酬は支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用は原則現金をもって本人に支給する。

- 2 前項の規程にかかわらず、当役員等の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みによって支払うものとする。
- 3 報酬の振込みに同意する役員等は、あらかじめ振込みを受ける金融機関の口座を当会に届け出るものとする。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第3号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。交通費は報酬に含まれる。

- 2 旅費については旅費規程における遠地出張に準じて算出するものとする。ただし出張日当は支給しない。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく原則現金で支払うものとする。

- 4 前項の規程にかかわらず、当役員等の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の本人名義の口座への振込みによって支払うものとする。
- 5 費用の振込みに同意する役員等は、あらかじめ振込みを受ける金融機関の口座を当会に届け出るものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は平成29年12月2日より施行する。

この規程は令和5年1月1日より改正施行する。

別表1 評議員の報酬（評議員会等本会業務への出席時の交通費を含む）

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	支給方法
評議員	11,137 円	44,548 円	600,000 円	※月末締翌月 25日払

※金融機関休日の場合は直前の金融機関営業日

別表2 役員（理事・監事）の報酬（理事会等本会業務への出席時の交通費を含む）

役 職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)	支給方法
理事 (理事長・副 理事長以外)	11,137 円	55,685 円	400,000 円	※月末締翌 月25日払
理事 (理事長・副 理事長)	22,274 円	2,400,000 円	4,800,000 円	※月末締翌 月25日払
監 事	11,137 円	55,685 円	120,000 円	※月末締翌 月25日払

※金融機関休日の場合は直前の金融機関営業日